

H28.11.4 共同実施組織の事務長及び総括主任連絡協議会

教職員・福利課 給与担当

■ 扶養手当の認定に関する運用について

1. 扶養親族の収入が不安定な場合の取扱いについて

(1) 事後に事実がわかった時の事実発生日の取扱い

【除外】

勤務月	支給額	3か月平均	事実発生日
H28. 1月	105,000		H28. 2. 1
H28. 2月	110,000		
H28. 3月	106,000	107,000 (1月・2月・3月)	
H28. 4月	129,000	115,000 (2月・3月・4月)	

3か月平均をして限度額を超える。
積算に入っている2月から除外の該当となる。

【3か月平均で限度額を超える月と超えない月が複数ある例】

勤務月	支給額	3か月平均	支給要件の判定
H28. 1月	130,000		×
H28. 2月	105,000		×
H28. 3月	110,000	115,000 (1月・2月・3月)	×
H28. 4月	106,000	107,000 (2月・3月・4月)	○
H28. 5月	108,000	108,000 (3月・4月・5月)	○
H28. 6月	107,000	107,000 (4月・5月・6月)	○
H28. 7月	85,000	100,000 (5月・6月・7月)	×
H28. 8月	99,000	97,000 (6月・7月・8月)	×
H28. 9月	152,000	<u>112,000 (7月・8月・9月)</u>	×

7月・8月・9月の平均が限度額超のため、
7月と8月も除外の月となる。

(2) 戻入の取扱い

収入額を3か月平均して支給要件のある月と欠く月が繰返す時に、3か月平均で限度額を下回る期間が連続2か月以下の場合は一時的であることから、この期間を含めて除外する。

勤務月	3か月平均の判定	
4月	×	戻入
5月	×	戻入
6月	×	戻入
7月	○	
8月	○	
9月	○	
10月	×	戻入
11月	×	戻入
12月	×	戻入

要件のある月が連続して3か月あるので、戻入をしなくてよい期間

勤務月	3か月平均の判定	
4月	×	戻入
5月	×	戻入
6月	×	戻入
7月	○	戻入
8月	○	戻入
9月	×	戻入
10月	×	戻入
11月	×	戻入
12月	×	戻入

要件のある月が連続して2か月なので、一時的とみる。戻入期間となる。

2. 事業所得の事実発生日

事業所得、農業所得等は年額が基準となる。そのため、確定申告により申告した対象の年が算定の基礎となる。

なお、起業、廃業などによる要件の異動はその日による。

平成 27 年分事業所得の確定申告の例（確定申告時期は、翌年の 2 月頃）

【要件を欠く場合】

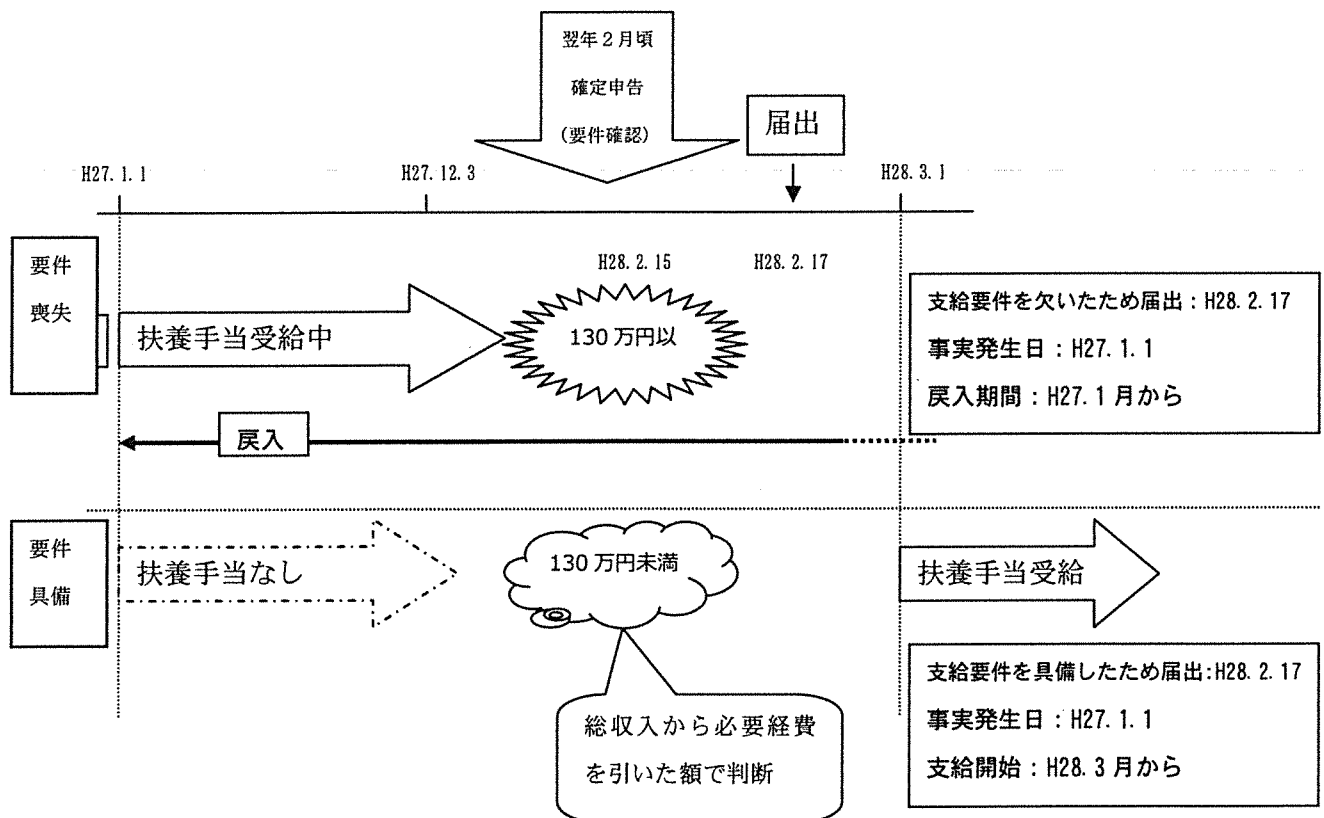
事業所得による収入が 130 万円以上だった対象年の 1 月 1 日が事実発生日

【要件を具備する場合】

事業所得による収入が 130 万円を下回り平成 28 年以降も下回る見込みの対象年の 1 月 1 日が事実発生日

	事実発生日
要件を欠く	H27 年 1 月 1 日
要件を具備	H27 年 1 月 1 日

※除外の場合は、さらに前年収入の確認を行う必要がある。



■ 旅費の債権者情報変更について

- ・転居した際の住所変更登録
- ・「旅費債権者登録（変更）申請書」の提出先